

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社守谷商会		コード	1798
提出日	2026/6/4	異動(予定)日	2026/6/19	
独立役員届出書の提出理由	当社第72期定時株主総会において、新任社外取締役として吉澤裕美氏の選任議案を付議するため。また、これまで独立役員に指定していなかった社外監査役の橋澤裕氏及び小林泰氏を新たに独立役員に指定するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	舟見 英夫	社外取締役	○												△			指定	有
2	吉澤 裕美	社外取締役	○												○			新任	有
3	橋澤 裕	社外監査役	○												○			新任	有
4	小林 泰	社外監査役	○														○	新任	有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	舟見英夫氏は、2021年6月まで株式会社八十二銀行(現八十二長野銀行)の取締役を務めていましたが、既に退任しています。また、当社は株式会社八十二長野銀行との間に預金、借入れ等の取引がありますが、取引の規模等から独立性に影響を与えるおそれはないと判断しています。	舟見英夫氏は、長年にわたり株式会社八十二銀行(現八十二長野銀行)及び八十二証券株式会社との経営に携われ、そこから得られた豊富な経営経験と幅広い見識を活かして、当社の経営の透明性、客観性及びコーポレート・ガバナンスの向上等についてご指導いただくため社外取締役に選任されています。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはなく十分な独立性を有していると判断し独立役員に指定します。
2	吉澤裕美氏は弁護士法人大手門法律事務所の共同代表であり、当社は同事務所との間で顧問契約を締結していますが、その取引額は同事務所の売上高の0.1%未満と僅少であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	吉澤裕美氏は、長年にわたる弁護士としての経歴から、法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点に基づき中立的な立場から、当社の経営の透明性、客観性及びコーポレート・ガバナンスの向上等についてご指導いただくため社外取締役として選任をお願いするものです。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはなく十分な独立性を有していると判断し独立役員に指定します。
3	橋澤裕氏は税理士法人TOKIZAWA&PARTNERSの代表社員であり、当社は同事務所との間で顧問契約を締結していますが、その取引額は同事務所の売上高の0.1%未満と僅少であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	橋澤裕氏は、長年にわたる税理士業務を通して培われた経理・税務業務に関する豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任されています。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはなく十分な独立性を有していると判断し独立役員に指定します。
4		小林泰氏は、長年にわたる弁護士としての活動を通して培われた法律に関する豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任されています。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはなく十分な独立性を有していると判断し独立役員に指定します。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。